

岩手県告示第 986 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 18 年 10 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 9 月 15 日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人もりおか中津川の会
    - イ 代表者の氏名 川村登
    - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市下ノ橋町 7 番 36 号
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、盛岡市民が愛する中津川及びその流域を対象として、中津川の美しい魅力ある環境づくりと中津川を生かしたまちづくりに関する事業を行い、良好な自然環境の保全、ゆとりある快適な生活環境の実現、元気なまちなかの発展に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 9 月 21 日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人岩手町国際交流協会
    - イ 代表者の氏名 坂井博毅
    - ウ 主たる事務所の所在地 岩手郡岩手町大字土川第一地割字浮島 462 番地
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、幅広い分野における国際交流に関する事業を行い、世界の人々との相互理解と友好親善を深め、異文化交流を通して国際色豊かな人材を育むとともに国際感覚あふれる町づくりに寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成 18 年 9 月 21 日
  - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - ア 名称 特定非営利活動法人ニュー・ブリッジ・ネットワーク
    - イ 代表者の氏名 坂下陽市
    - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号 農林会館 10 階 9 号室
  - (3) 定款に記載された目的 この法人は、盛岡出身の新渡戸稲造博士が明治 16 年(1883)に述べた「願わくば我太平洋の架け橋とならん」“I wish to become a bridge across the Pacific.” という精神を尊重し、カナダ・ビクトリア市（盛岡市の姉妹都市）を始め、世界の様々な都市や地域との友好・文化交流関係を築き、新渡戸博士・精神の後継者を育成し、世界平和に寄与する事を目的とします。